証券コード　7187
平成28年６月14日

株　主　各　位

大分県大分市都町一丁目３番19号
ジェイリース株式会社
代表取締役
社　　長　**中　島　拓**

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
　さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討いただきまして、同封の委任状用紙に賛否をご記入、押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. **日　　時**　平成28年６月29日（水曜日）午後４時（受付 午後３時30分）
2. **場　　所**　大分県大分市高砂町２番48号
　大分オアシスタワーホテル　３階　紅梅の間
　（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. **目的事項**
　報告事項　第13期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
　決議事項
　議案　取締役10名選任の件
　議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（30頁から32頁まで）に記載のとおりであります。
4. **招集にあたっての決定事項**
　(1)　代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は１名とさせていただきます。
　(2)　議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、この「招集通知」をご持参くださいますようご協力お願い申し上げます。
◎事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.j-lease.jp）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事 業 報 告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１． 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、政府の経済政策や金融緩和策の継続によって、企業収益、雇用・所得環境の改善が見られ、緩やかな回復基調で推移しましたが、先行きとしては中国経済の成長減速、米国の金融政策の影響、新興国経済や原油価格の動向、為替動向の不安定さや個人消費の停滞等、景気の下振れリスクも存在しており、引き続き不透明な状況にあります。

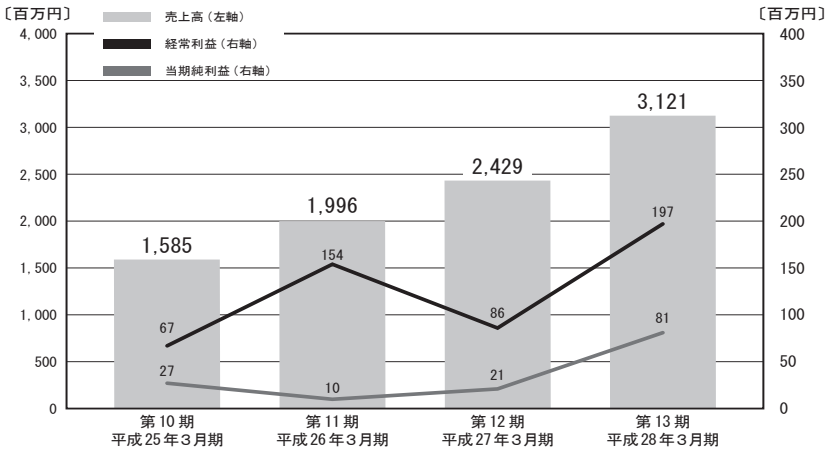
当社を取り巻く賃貸不動産業界におきましては、少子高齢化、晩婚化の進行とともに一人住まい世帯の増加が予測されており、入居者層の変質にあわせた賃貸住宅の供給並びに入居需要は底堅く推移しており、家賃債務保証サービスに対する需要は引き続き好調に推移しております。

このような環境の下、当社は、関東エリア他を中心とする近年出店した主要都市部の業績が順調に推移しており、引き続き積極的な営業活動を推進するとともに、保証契約の増加に伴う代位弁済立替金の増加に対応するため、初期管理を集約し業務効率を図るなど債権管理体制の強化を図りました。また、更なる成長のための人員確保及び教育に取り組み、収益力の向上に努めてまいりました。

これらの結果、当社の保証を取り扱う協定不動産会社数は９千社（前年同期比28.0％増）、年間申込件数は123千件（前年同期比29.9％増）となり、当事業年度の売上高は3,121,464千円（前年同期比28.5％増）、営業利益は200,559千円（前年同期比120.1％増）、経常利益は197,332千円（前年同期比129.1％増）、当期純利益は81,978千円（前年同期比284.1％増）となりました。

また、当社は、平成28年６月22日を上場予定日として、平成28年５月18日に東京証券取引所マザーズ市場への新規上場が承認されました。これを機に株式上場企業として一層の社会的責任を自覚し、家賃債務保証事業を通じて広く社会に貢献できる企業となるよう、役職員一同、業務に邁進する所存でございます。株主の皆様におかれましては、尚一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

売上高、経常利益、当期純利益の推移



なお、当社の事業セグメントは、家賃債務保証事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は96,485千円となりました。その主なものは、東京本社営業部の業容拡大に伴う移転、基幹業務システムの改修及び人事労務管理システム等のソフトウエアの取得であります。

(3) 資金調達の状況

当社は、機動的かつ安定的な資金調達を目的として取引金融機関６行と総額2,850,000千円の当座貸越契約を締結しております。当期末における実行残高は1,950,000千円となっております。

(4) 対処すべき課題

近年、家賃債務保証業界及び不動産仲介業界は、企業間の競争が激しさを増しております。このような状況の中、当社は市場環境の変化や顧客ニーズにあわせて変化することによって更なる事業拡大を目指しております。そのための主要な課題としては次の事項としております。

当社においては、次の項目を重点課題として取り組んでまいります。

①市場シェアの拡大

ⅰ）店舗網の拡充

社会環境の変化によって、不動産賃貸借契約における賃借人の信用補完、不動産オーナーのリスク回避等、家賃債務保証のニーズは継続して高まっております。

また、賃貸不動産市場については、地域毎に異なる事業慣習や不動産会社毎に求めるニーズも異なる場合も多く、人口減少と都市部への人口集中が進む中、当社は全国主要都市への店舗出店による新規市場開拓と細やかな営業対応による取引深耕によって市場シェアの拡大を図ってまいります。

ⅱ）商品開発

家賃債務保証ニーズの高まりを受け、既存の家賃債務保証事業者間の競争に加え、他業種等からの新規参入や不動産会社が自社グループ内において家賃債務保証事業を開始するなど、当社の市場シェア拡大のためには、市場ニーズの収集と的確な対応を図ることが必要であります。不動産の賃貸借契約にかかわる様々な業種とのコラボレーションも含め、既存の取引にとらわれない革新的サービスの開発と申込チャネルの拡大を図ってまいります。

ⅲ）審査体制の強化

不動産会社における入居者獲得競争に伴い不動産会社が行う家賃債務保証会社の選定においては、審査回答スピードと与信判断の正確性が重要視されております。これまで培ってきたノウハウを最大限活用し、審査スピード向上と与信の正確性維持の双方を満たすべく、システムによる効率化と人員体制の整備及び保証ポートフォリオの分析と結果の与信判断への還元による与信管理サイクルの構築により、審査体制の強化を図ってまいります。

②債権管理体制の強化

当社が行う家賃債務保証サービスは、賃料債務の不履行の都度、代位弁済(代位弁済の請求から３営業日での立替え払い)を行うものであり、毎月相当額の立替えと回収が発生するため、資金管理面からも債権管理回収の状況は重要視しております。現時点において代位弁済の実施と回収の状況を鑑み、特段の懸念はないものの、審査による入口選別や顧客の状況の早期把握ときめ細やかな対応により、総体的なリスクコントロールを図ってまいります。

③内部管理体制の強化

社会から信用・信頼され継続的な企業成長を行うため、経営管理体制の充実及びコンプライアンス体制の強化に努め、健全な企業経営を推進してまいります。

④人材育成

上記の課題を達成するためには、優秀な人材の確保及び育成が最も重要と認識しております。階層別・職種別の社員教育や集合研修による社員間の連携強化によって、業務知識の向上とコンプライアンス意識の徹底を図り、顧客サービスの拡充を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第10期 (平成25年３月)	第11期 (平成26年３月)	第12期 (平成27年３月)	第13期 (平成28年３月) (当期)
売上高	1,585,173 千円	1,996,365 千円	2,429,425 千円	3,121,464 千円
経常利益	67,601 千円	154,833 千円	86,118 千円	197,332 千円
当期純利益	27,733 千円	10,260 千円	21,341 千円	81,978 千円
１株当たり当期純利益	69.33 円	25.65 円	40.12 円	96.44 円
総資産	931,891 千円	1,450,197 千円	2,239,883 千円	3,977,491 千円
純資産	11,554 千円	1,790 千円	248,081 千円	344,637 千円
自己資本比率	1.2 %	0.1 %	11.1 %	8.7 %
１株当たり純資産	28.89 円	4.48 円	291.86 円	405.46 円

(注)１．１株当たり当期純利益は期中平均株式数により、１株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。
２．当社は平成28年２月15日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。
１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第10期の期首時点で行われたと仮定して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
あすみらい株式会社	50,000千円	100.0%	不動産仲介事業

(7) 主要な事業内容

賃貸不動産における家賃債務保証事業

(8) 当社の事業所の状況

本　　社　大分本社　大分県大分市都町一丁目３番19号　大分中央ビル７階

東京本社　東京都新宿区西新宿六丁目22番１号　新宿スクエアタワー８階

営業拠点　18店舗

大分本社営業部、東京本社営業部、仙台支店、新潟支店、長野支店、群馬支店、宇都宮支店、千葉支店、名古屋支店、大阪支店、福岡支店、北九州支店、長崎支店、佐世保支店、佐賀支店、熊本支店、宮崎支店、鹿児島支店

（注）大分本社と大分本社営業部は併設しております。

(9) 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減
260 名	42 名

（注）１．従業員数の増加は、主に営業強化等による業容拡大に伴うものであります。
２．従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
３．上記従業員数には、使用人兼取締役、臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）および派遣社員は含んでおりません。

(10)借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,080,000 千円
株式会社豊和銀行	300,000
株式会社西日本シティ銀行	200,000
株式会社伊予銀行	200,000
株式会社福岡銀行	100,000
株式会社大分銀行	70,000

（注）資金の機動的かつ安定的な調達を目的として取引金融機関６行と当座貸越契約を締結しており、当期末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越契約の総額	2,850,000千円
借入実行残高	1,950,000千円
差引額	900,000千円

２．　会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　3,400,000株

（注）平成28年２月15日付にて実施した株式分割（１株を100株に分割）に伴い、発行可能株式総数は3,366,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数　　850,000株　（自己株式はありません。）

（注）平成28年２月15日付にて実施した株式分割（１株を100株に分割）に伴い、発行済株式の総数は841,500株増加しております。

(3) 株　　主　　数　　46名

(4) 大　　株　　主

株　主　名	持　株　数	持　株　比　率
NHホールディングス　株式会社	320,000株	37.6%
中　島　拓	213,900	25.2
株式会社　豊和銀行	40,000	4.7
大分ブイシーサクセスファンド四号投資事業有限責任組合	40,000	4.7
ジェイリース従業員持株会	25,000	2.9
林　昌　也	20,000	2.4
阿　部　兼　三	15,100	1.8
株式会社　コスギ不動産	10,000	1.2
株　式　会　社　坂　元	10,000	1.2
株式会社　ホンダカーズ大分中央	10,000	1.2
大　塚　玄　二　郎	10,000	1.2

３．　会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

平成26年12月12日開催の取締役会決議による新株予約権

①新株予約権の払込金額　　払込を要しない

②新株予約権の行使価額　　１株につき500円

③新株予約権の行使条件

ア．新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員及び嘱託の地位にあることを要す。

イ．新株予約権者は権利行使期間の制約に加え、平成28年12月13日あるいは当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。

ウ．新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

エ．その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

④新株予約権の行使期間　　平成28年12月13日から平成36年12月12日まで

⑤当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取　締　役	288個	普通株式　28,800株	８人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等(平成28年３月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中島　拓	(最高執行役員) あすみらい株式会社取締役会長
取締役副社長	山岡満成	(執行役員　債権管理本部長) あすみらい株式会社取締役
取締役副社長	日野真俊	(執行役員　渉外担当)
取締役副社長	吉野光生	(執行役員　経営管理本部長)
取締役専務	中島　土	(執行役員　審査本部長　兼　コンプライアンス担当)
取締役常務	中島重治	(執行役員　経営企画本部長)
取締役常務	徳重英仁	(執行役員　ICTソリューション統括本部長)
取締役	佐藤一郎	(執行役員　社長室長) あすみらい株式会社代表取締役社長
取締役	吉田安弘	(執行役員　営業本部長)
取締役	首藤　浩	株式会社あいるコンサルティングファーム代表取締役
常勤監査役	築山洋一	
監査役	林　昌也	有限会社林新聞店代表取締役
監査役	吉村尊義	有限会社大蔵商事代表取締役 あすみらい株式会社監査役
監査役	野中俊秀	株式会社大分白屋代表取締役 あすみらい株式会社監査役

(注) 1. 首藤浩氏は、社外取締役であります。
2. 築山洋一氏及び野中俊秀氏の両氏は、社外監査役であります。
3. 取締役首藤浩氏、監査役築山洋一氏、監査役野中俊秀氏の３氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
4. 監査役築山洋一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役及び監査役が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 平成28年２月15日開催の臨時総会において、当社株式の譲渡制限の廃止が決議されたことから同日付で全役員が任期満了となり、同臨時株主総会において全役員を選任し、それぞれ就任いたしました。

7. 取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。(平成28年３月31日現在)

氏　　名	地　位　及　び　担　当
阿　部　　淳	(常務執行役員　営業本部　副本部長　兼　西日本地区統括部長)
領　下　速　人	(執行役員　経営管理本部　副本部長　兼　総務人事部長)
中　澤　竜　二	(執行役員　債権管理本部　副本部長　兼　管理支援部長)
武　田　英　樹	(執行役員　営業本部　副本部長　兼　東日本地区統括部長)
川　上　　統	(執行役員　経営企画本部　副本部長　兼　経営企画部長)
甲　斐　信　孝	(執行役員　債権管理本部　副本部長　兼　法務管理部長)
横　井　　文	(執行役員　債権管理本部　副本部長　兼　管理事務部長)

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	10名 （ 1名）	129,698千円 （ 1,973千円）
監査役 （うち社外監査役）	4名 （ 2名）	14,033千円 （ 6,566千円）
合計	14名	143,731千円

（注）1. 報酬等の額には、当期に計上した役員退職慰労引当金繰入額 1,640千円（取締役 173千円、監査役 1,467千円）を含んでおります。
2. 上記報酬等のほか、平成27年６月26日開催の第12回定時株主総会決議に基づき、退任取締役２名に対して役員退職慰労金を7,399千円支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況等

社外役員が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
首藤 浩	社外取締役	当事業年度中に開催された取締役会には、取締役就任後11回全てに出席し、また、長年の企業経営における豊富な経験と幅広い見識をもとに、適宜発言を行っております。
築山洋一	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会には、14回全てに出席し、また、監査役会には、15回全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、適宜発言を行っております。
野中俊秀	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会には、14回全てに出席し、また、監査役会には、15回全てに出席し、主に企業経営で培った経験から、適宜発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000千円以上であらかじめ定められた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

５．業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法上の大会社ではありませんが、内部統制システム構築の重要性に鑑み、「内部統制システムの整備に関する基本方針」について以下のとおり決議しております。

（１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社グループで働く全ての役員、従業員を対象としてコンプライアンス・基本方針、行動規範を制定し、その周知徹底を図る。

② コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス及びリスク管理を統括する。

③ 各部門にコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンスへの取組状況の確認、推進及び違反行為等の未然防止を図る。

④ 代表取締役社長直轄の内部監査部を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告する。

⑤ コンプライアンス違反の疑義ある行為等の早期発見や是正措置を図るため、内部通報制度を運用する。

⑥ 反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。また、警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

⑦ 財務報告の適正性を確保するため、経理規程、その他社内規程を整備し、会計基準その他関連する諸法令を遵守する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理の運用を実施する。

② 取締役及び監査役は、常時これらの文書及び電磁的媒体による記録を閲覧できるものとする。

（３）損失の危機の管理に関する規程その他の体制

① 各種リスクの統括部門及び責任者、継続的な把握、監視、報告の方法及び監視機関であるコンプライアンス・リスク管理委員会の設置等、リスク管理体制を定めたリスク管理規程を制定する。

② リスク管理は各部門が行うほか、コンプライアンス・リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。

③ 内部監査部は、業務を分掌する各部門におけるリスク管理の状況について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

① 取締役の職務の執行が効率的に実施されることを確保するため、取締役会を毎月１回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

② 経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。代表取締役社長及び業務担当取締役並びに各部門長の中から選任されたものは、執行役員として業務を執行する。

③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画を策定し、各部門においては年度毎に予算を立案して、その目標に向け具体策を立案、実行する。また、予算に対する実績管理を行うため、毎月１回予算と実績の差異分析及び対策を執行役員会にて協議し、各部門の経営数値の進捗把握と適正な施策を決定する。

（5）当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社の経営企画部を子会社全体の内部統制システム等に関する担当部門とし、円滑な運営の指導にあたるとともに子会社の職務権限規程や個人情報管理規程等、当社と整合性をもった各種規程を整備し、運用するよう指導する。

② 子会社における経営上の重要事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の承認を必要とするほか、とくに重要な事項については当社取締役会で承認する。

③ 子会社の内部監査については、当社の内部監査部が定期的に実施する。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査役から求められた場合は、監査役と協議のうえ、合理的な範囲内で監査役の職務を補助する従業員を配置する。

② 監査役の職務を補助する従業員は、監査役を補助する職務に専念する。

（7）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 前号の従業員は当該業務に従事する場合、監査役の指示に従い職務を行うものとし、当該業務を遂行するために取締役等の指示を受けないものとする。

② 人事考課の実施においては、監査役から当該業務の評価を実施する。

（8）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

① 取締役及び使用人は監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに関して疑義ある事象の状況を速やかに報告することとする。

② 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の遂行状況を把握するため、取締役会のほか、執行役員会その他必要と認められる会議に出席するとともに、主要な稟議書、その他業務執行にかかる重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人等にその説明を求める。

（9）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は監査役監査基準に基づいた監査を行うとともに、取締役会その他重要な会議への出席及び内部監査部との連携、意見交換等を行う。

② 監査役は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、重要な課題について意見交換を行う。

(10) 反社会的勢力排除のための体制

① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で対処し、一切の利益を供与しない。

② 反社会的勢力に対する基本方針を制定し、全ての役員及び従業員に対して周知徹底を図るとともに、反社会的勢力の介入を防止するため警察当局、暴力追放推進センター、弁護士等との緊密な連携を確保する。

６．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適正な運用に努めており、当期における運用概要は以下の通りであります。

当社は、「リスク管理規程」に基づく「コンプライアンス・リスク管理委員会」を10回開催し、また各部門に任命しているコンプライアンス・オフィサーによる勉強会を実施し、コンプライアンスへの取り組み状況の確認、推進等に努めました。

当社の取締役会は、社外取締役１名を含む取締役10名で構成し、監査役４名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「関連会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査部は、代表取締役社長の承認を受けた監査実施計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門、各営業店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針及び監査計画を策定し、月１回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するととも

に、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査部・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、執行役員会及びコンプライアンス・リスク管理委員会等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

７．株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。しかしながら、不適切な者が支配を獲得する可能性がある場合は、速やかに支配されることを防止するための体制を整える予定であります。

８．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題のひとつとして位置付けており、財務体質の強化や事業拡大のための内部留保の充実を図りつつ、安定的かつ継続的な配当を行う方針であります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本的な方針としております。なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、将来的には年２回の配当を実施すべく取り組んでまいります。

第13期事業年度の配当につきましては、上記の方針及び財務状況を勘案の上、無配としております。

今後の利益還元につきましては、経営成績及び財務状況を勘案しながら、自己株式の取得、剰余金の処分も含め適宜検討していく予定であります。

（注）　本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

第13期 貸借対照表

（平成28年３月31日現在）　　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,476,859**	**流動負債**	**3,380,394**
現金及び預金	649,369	短期借入金	1,950,000
未収保証料	201,410	１年内償還予定の社債	60,000
代位弁済立替金	636,008	リース債務	25,951
収納代行立替金	1,672,141	未払金	96,071
貯蔵品	8,359	未払費用	13,934
前払費用	21,853	未払法人税等	128,932
繰延税金資産	290,516	未払消費税等	6,364
その他	30,200	前受金	983,361
貸倒引当金	△33,000	預り金	57,778
固定資産	**500,631**	賞与引当金	58,000
有形固定資産	**161,795**	**固定負債**	**252,459**
建物	59,971	社債	90,000
構築物	283	リース債務	64,755
車両運搬具	4,430	退職給付引当金	20,955
工具、器具及び備品	30,608	役員退職慰労引当金	48,064
リース資産	66,502	資産除去債務	28,684
無形固定資産	**110,237**	**負債合計**	**3,632,854**
ソフトウェア	94,022	（純資産の部）	
リース資産	16,204	**株主資本**	**345,074**
その他	10	資本金	425,000
投資その他の資産	**228,598**	利益剰余金	△79,925
投資有価証券	820	利益準備金	8,000
関係会社株式	50,000	その他利益剰余金	△87,925
出資金	10,000	繰越利益剰余金	△87,925
破産更生債権等	37,101	**評価・換算差額等**	**△436**
長期前払費用	12,175	その他有価証券評価差額金	△436
繰延税金資産	76,812		
差入保証金	78,495		
その他	295		
貸倒引当金	△37,101	**純資産合計**	**344,637**
資産合計	**3,977,491**	**負債純資産合計**	**3,977,491**

第13期 損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		3,121,464
売上原価		547,451
売上総利益		2,574,012
販売費及び一般管理費		2,373,453
営業利益		200,559
営業外収益		
受取利息	77	
受取配当金	10	
補助金収入	2,862	
その他	2,524	5,473
営業外費用		
支払利息	5,722	
社債利息	2,911	
その他	67	8,700
経常利益		197,332
特別利益		
固定資産売却益	279	279
特別損失		
投資有価証券評価損	4,999	4,999
税引前当期純利益		192,612
法人税、住民税及び事業税	155,820	
法人税等調整額	△45,186	110,634
当期純利益		81,978

第13期 株主資本等変動計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
当期首残高	425,000	8,000	△184,563	248,436	△355	248,081
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	14,659	14,659	－	14,659
会計方針の変更を反映した当期首残高	425,000	8,000	△169,903	263,096	△355	262,740
当期変動額						
当期純利益	－	－	81,978	81,978	－	81,978
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	△81	△81
当期変動額合計	－	－	81,978	81,978	△81	81,896
当期末残高	425,000	8,000	△87,925	345,074	△436	344,637

第13期　個　別　注　記　表

Ⅰ 重要な会計方針

1.　資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

②その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　……最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

2.　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	7～22年
車両運搬具	2～6年
工具器具備品	4～15年

無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

なお、主な償却年数は5年であります。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

なお、主なリース期間は5年であります。

3.　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

保　証　料　売　上……保証料については、「信用補完相当分」を保証契約締結時に、「賃料保証相当分」を過去の平均保証期間により均等按分し、収益計上しております。
ただし、保証期間の定めのある保証料については、当該期間に基づき収益計上しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

6. 会計方針の変更

（繰延税金資産に関する会計基準）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号平成28年３月28日。以下「回収可能性適用指針」という。）が当事業年度末に係る計算書類から適用できるようになったことに伴い、当事業年度から当該適用指針を適用し、繰延税金資産の回収可能性に関する会計処理の方法の一部を見直しております。

回収可能性適用指針の適用については、回収可能性適用指針第49項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点において回収可能性適用指針第49項（3）①から③に該当する定めを適用した場合の繰延税金資産と、前事業年度末の繰延税金資産との差額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加算しております。

この結果、当事業年度の期首において、繰延税金資産（投資その他の資産）が14,659千円、利益剰余金が14,659千円増加しております。

当事業年度の期首の純資産に影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は14,659千円増加しております。

Ⅱ　貸借対照表に関する注記

1.　資産から直接控除した減価償却累計額

固定資産　有形固定資産

建物	14,056千円
構築物	618千円
車両運搬具	30,480千円
工具、器具及び備品	51,662千円
リース資産	33,366千円

2.　保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

あすみらい株式会社	23,312千円

Ⅲ　損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引による取引高	3,393千円
営業取引以外の取引による取引高	3,188千円

Ⅳ　株主資本等変動計算書に関する注記

1.　当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	850,000株

（注）平成28年２月15日付にて実施した株式分割（１株を100株に分割）に伴い、発行済株式の総数は、841,500株増加しております。

2.　配当に関する事項

該当事項はありません。

Ⅴ　税効果会計に関する注記

1.　繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

前受金	301,859千円
賞与引当金	17,800千円
貸倒引当金	14,544千円
未払事業税	5,632千円
退職給付引当金	6,391千円
役員退職慰労引当金	14,659千円
その他	6,441千円
繰延税金資産合計	367,329千円

2.　法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、平成28年４月１日以降に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の32.8%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年４月１日から平成30年３月31日までのものは30.7%、平成30年４月１日以降のものについては30.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が16,562千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が16,554千円、その他有価証券評価差額金が8千円それぞれ増加しております。

Ⅵ　金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

当社は、市場環境、契約状況等を勘案して、必要な資金を調達(主に銀行借入れや社債発行)しております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は、行わない方針であります。

2.　金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注２)を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	649,369	649,369	―
(2) 未収保証料	201,410	201,410	―
(3) 代位弁済立替金	636,008		
貸倒引当金	△33,000		
	603,008	603,008	―
(4) 収納代行立替金	1,672,141	1,672,141	―
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	820	820	
資産計	3,126,749	3,126,749	―
(1) 未払金	96,071	96,071	―
(2) 短期借入金	1,950,000	1,950,000	―
(3) 未払法人税等	128,932	128,932	―
(4) 社債	150,000	150,599	599
(5) リース債務	90,706	90,934	227
負債計	2,415,710	2,416,538	827

(※) 代位弁済立替金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収保証料、並びに(4) 収納代行立替金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 代位弁済立替金

期末日現在の残高について、過去の貸倒実績に基づき計算された額を控除した額を時価としております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 未払金、(2) 短期借入金、並びに(3) 未払法人税等

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規の同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成28年３月31日
非上場株式	0

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

当事業年度において、非上場株式について4,999千円の減損処理を行っております。

Ⅶ　関連当事者との取引に関する注記

子会社

名称	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
あすみらい株式会社	所有直接100.0%	役員の兼任	賃貸仲介料の支払い	3,393	―	―
			業務の受託（人員出向）	36,956	―	―
			債務の保証	―	保証債務	23,312

（注）１．賃貸仲介料については、独立した第三者間取引と同様の一般的な取引条件であります。

２．業務受託については、実質的な人員出向であり、当該出向者の報酬額によっております。

Ⅷ　１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	405円46銭
１株当たり当期純利益	96円44銭

（注）平成28年２月15日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

Ⅸ　重要な後発事象に関する注記

1.　公募増資

当社は、平成28年６月22日を上場予定日として、平成28年５月18日に東京証券取引所マザーズ市場への上場が承認されました。当社は上場にあたり、平成28年５月18日及び平成28年６月２日開催の取締役会において、以下のとおり新株式の発行を決議いたしました。

（１）募集株式の種類及び数	当社普通株式　150,000株
（２）発行価格及び引受価額	発行価格は、仮条件(3,000円～3,100円)を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案したうえで、平成28年６月13日に決定する。 発行価格及び引受価額の決定については、募集株式の払込金額以上の範囲で代表取締役社長中島拓に一任する。
（３）払込金額	１株につき2,550円 会社法上の払込金額であり、平成28年６月２日開催の取締役会において決定された金額
（４）払込期日	平成28年６月21日
（５）資本組入額	増加する資本金の額は、平成28年６月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
（６）発行価額の総額	382,500千円　会社法上の払込金額の総額
（７）募集方法	一般募集（ブックビルディング方式による募集）
（８）資金の使途	当社基幹業務システム等の更改に伴う設備投資資金及び業容拡大に伴う人件費等の販売費及び一般管理費の一部に充当する予定であります。

2. 第三者割当増資

当社は、平成28年６月22日を上場予定日として平成28年５月18日に東京証券取引所マザーズ市場への上場が承認されました。当社は上場にあたり、平成28年５月18日及び平成28年６月２日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる当社株式の売出し（貸株人から借入れる当社普通株式42,000株の売出し）に関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議いたしました。

（１）募集株式の種類及び数	当社普通株式　42,000株
（２）発行価格及び割当価額	発行価格は、仮条件(3,000円～3,100円)を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案したうえで、平成28年６月13日に決定する。 発行価格及び割当価額の決定については、募集株式の払込金額以上の範囲で代表取締役社長中島拓に一任する。
（３）払込金額	1.　公募増資（３）払込金額と同一
（４）申込期日	平成28年７月20日
（５）払込期日	平成28年７月21日
（６）資本組入額	増加する資本金の額は、平成28年６月13日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
（７）発行価額の総額	107,100千円　会社法上の払込金額の総額
（８）割当先	みずほ証券株式会社
（９）資金の使途	１．公募増資（８）資金の使途と同一
(10) 申込期日までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。	

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月30日

ジェイリース株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	工　藤　雄　一　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥　見　正　浩　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮　本　義　三　㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ジェイリース株式会社の平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの第１３期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月３１日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１、 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２、 監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月31日

ジェイリース株式会社　監査役会

常勤監査役	築山洋一	㊞
監査役	林昌也	㊞
監査役	吉村尊義	㊞
監査役	野中俊秀	㊞

（注）常勤監査役築山洋一及び監査役野中俊秀は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1　議決権の代理行使の勧誘者

ジェイリース株式会社
代表取締役社長　中　島　拓

2　議案及び参考事項

議案　　取締役10名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

（五十音順）

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
佐藤　一郎 （さとう　いちろう） （昭和39年２月７日生）	昭和62年４月　ヤマハ株式会社入社 昭和63年４月　サトーピアノ株式会社入社 平成12年９月　同社代表取締役 平成17年１月　当社入社 平成18年10月　当社取締役兼執行役員 平成19年１月　当社取締役常務兼執行役員 平成24年６月　当社取締役専務兼執行役員営業本部長 平成24年６月　あすみらい株式会社取締役 平成24年５月　あすみらい株式会社代表取締役社長（現任） 平成26年６月　当社取締役兼執行役員営業推進本部長 平成27年７月　当社取締役兼執行役員社長室長（現任）	-株
首藤　浩 （しゅとう　ひろし） （昭和36年８月21日生）	昭和60年４月　大分キヤノン商事株式会社入社 平成８年５月　株式会社大島屋入社 平成12年６月　同社取締役 平成18年１月　同社常務取締役 平成23年５月　同社専務取締役 平成24年11月　株式会社あいるコンサルティングファーム代表取締役（現任） 平成27年７月　当社取締役（現任）	2,000株
徳重　英仁 （とくしげ　ひでひと） （昭和28年11月18日生）	昭和52年４月　株式会社大分電子計算センター（現株式会社オーイーシー）入社 平成11年６月　同社取締役 平成21年６月　同社常務取締役 平成24年６月　株式会社鳥取県情報センター常務取締役 平成26年５月　当社常務執行役員ICTソリューション統括本部長 平成26年６月　当社取締役常務兼執行役員ICTソリューション統括本部長（現任）	-株

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
中島 重治 （なかしま しげはる） （昭和49年12月20日生）	平成７年４月　株式会社ニッシン入社 平成16年６月　同社経理部長 平成19年６月　同社執行役員企画管理本部副本部長 平成22年９月　当社執行役員経営管理本部長 平成24年６月　当社取締役兼執行役員経営企画本部長 平成26年６月　当社取締役常務兼執行役員経営企画本部長（現任）	-株
中島 土 （なかしま つち） （昭和57年１月７日生）	平成16年４月　アコム株式会社入社 平成22年５月　株式会社拓成常務取締役 平成23年８月　当社顧問 平成24年６月　当社取締役常務兼執行役員経営管理本部長兼審査本部長 平成26年６月　当社取締役専務兼執行役員経営管理本部長 平成27年６月　当社取締役専務兼執行役員審査本部長（現任）	5,000株
中島 拓 （なかしま ひらく） （昭和32年９月６日生）	昭和55年５月　株式会社拓成入社 平成13年４月　株式会社情報大分代表取締役 平成16年２月　当社設立代表取締役社長兼最高執行役員 平成19年４月　株式会社拓成代表取締役 平成24年６月　あすみらい株式会社取締役会長（現任） 平成26年６月　当社代表取締役社長兼会長兼最高執行役員 平成27年10月　当社代表取締役社長兼最高執行役員（現任）	213,900株
日野 真俊 （ひの まさとし） （昭和25年10月10日生）	昭和49年４月　株式会社大分銀行入行 平成12年３月　同行支店長 平成16年６月　同行人事部長 平成18年６月　同行監査役 平成22年６月　株式会社大分カード常務取締役 平成23年６月　同社代表取締役社長 平成26年７月　当社取締役副社長兼執行役員審査本部長 平成27年６月　当社取締役副社長兼執行役員渉外担当（現任）	-株
山岡 満成 （やまおか みつなり） （昭和28年１月15日生）	昭和55年５月　株式会社レイク入社 平成元年３月　株式会社拓成入社 平成16年２月　当社設立取締役専務兼執行役員 平成22年10月　当社取締役副社長兼執行役員債権管理本部長（現任） 平成24年６月　あすみらい株式会社代表取締役社長 平成26年５月　あすみらい株式会社取締役（現任）	-株

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
吉田　安弘 （よしだ　やすひろ） （昭和34年8月18日生）	昭和57年４月　株式会社豊和銀行入行 平成12年４月　同行支店長 平成21年４月　同行営業統括部長 平成24年６月　同行執行役員 平成25年７月　当社取締役兼執行役員営業推進本部長 平成26年６月　当社取締役兼執行役員営業本部長（現任）	－株
吉野　光生 （よしの　こうせい） （昭和30年3月17日生）	昭和52年４月　株式会社豊和銀行入行 平成９年４月　同行大分駅前支店支店長 平成11年４月　同行企画部次長 平成14年４月　同行企画部副部長 平成15年６月　同行企画部長 平成17年６月　同行取締役審査部長 平成24年６月　同行常勤監査役 平成26年６月　同行常務取締役 平成27年７月　当社取締役副社長兼執行役員経営管理本部長（現任）	－株

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 首藤浩氏は社外取締役候補者であります。同氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の指定を予定しております。
3. 首藤浩氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営における豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 首藤浩氏と当社は、会社法第423条第１項に関する責任について、賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。また、本議案が承認可決され、同氏が再任された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 首藤浩氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結時をもって１年となります。

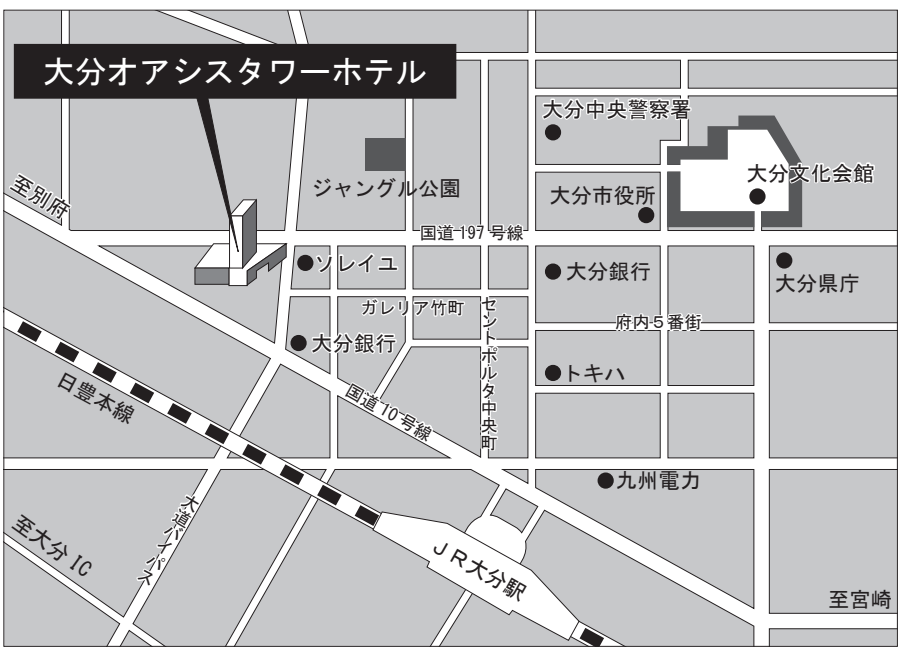
以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　大分県大分市高砂町２番48号
大分オアシスタワーホテル　３階紅梅の間
電話（097）533 - 4411



ＪＲをご利用の場合　※ＪＲ大分駅「北口」（１番ホーム側出口）

・JR大分駅からタクシーで　約３分(道路状況によって変動します)

・JR大分駅から徒歩で　約８分

お車をご利用の場合　※高速自動車道大分ＩＣから

・高速自動車道大分ICから市街地方面へ約７分

飛行機をご利用の場合　※大分空港

空港特急バス　エアライナーご利用（所要時間：約１時間８分）

・大分空港エアライナー乗場にて乗車→JR大分駅前降車→JR大分駅よりタクシーで約３分、もしくは徒歩で約８分